

神奈川県最低賃金審議会

会長 赤羽 淳 様

神奈川県労働局

局長 木塚 欽也 様

## 2023年度・神奈川県最低賃金改定にあたっての要望書

新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機などの影響による物価の高騰は、労働者・県民の生活を直撃しています。特に最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約などの非正規雇用やフリーランスで働く者にとって生活破綻は深刻となっています。この難局を乗り越えるためには、最低賃金を大幅に引き上げて、労働者の生活の安定を図ることが不可欠です。そして賃金の底上げが消費購買力の引き上げにつながり、地域経済の回復が期待できます。

神奈川県の最低賃金 1071 円で月に 150 時間働いても 16 万円程度です。そこから、税金や社会保険料が天引きされれば、水道光熱費や住居費、食費など最低限の支払いさえ厳しい状況であり、最低賃金法 9 条 3 項の「労働者の健康で文化的な生活」は到底できません。神奈川県は非正規雇用労働者率が高く、最低賃金の改定に伴う影響率は、全国でもトップクラスとなっており、最低賃金の引き上げは切望されています。

世界各国では物価高騰に見合う賃上げを求めてストライキが頻発し、賃金が引き上げられています。あわせて、各国政府も最低賃金の引き上げを行い、賃金の底上げを図っています。一方、日本の平均賃金や最低賃金の水準は、欧米諸国だけでなくアジアの国々と比べても低く抑え込まれており、経済が停滞して成長しない要因となっていることは明白です。7 月 11 日には、「日本の最低賃金の伸び率は、名目・実質とも平均値の 3 分の 1 にとどまる。政府が掲げる全国加重平均 1000 円を達成できても海外とは差がある」と日本の最低賃金の伸びが世界に見劣りすることが経済協力開発機構（OECD）の統計で改めて浮き彫りになりました。

日本の最低賃金は地域別であることも、大幅引き上げを阻む要因となっています。現行法では、「地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払い能力」を考慮して最低賃金を決定しています。地域別である限り最低賃金が低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況をもとに最低賃金が決められるため、低額のままとなっています。また、最低賃金の高い地域が低い地域を考慮することが、引き上げを抑制する要因ともなっています。そのため、いまだに全国平均 1000 円すら実現していません。

日本商工会議所と東京商工会議所が2022年4月5日に公表した「最低賃金引き上げの影響および中小企業の賃上げに関する調査」によると、2022年に40.3%の会社が賃金を上げています。また、「賃上げを実施予定」と回答する企業は45.8%と、もはや賃上げは社会的な潮流と言えます。また、同じ時期に日本・東京商工会議所が公表した、「最低賃金引き上げの影響および中小企業の賃上げに関する調査」の結果では、「今年の最低賃金額の改定に対する考え」に対する回答は、「引き上げるべき」が13.6ポイント上昇して41.7%と「引き下げまたは現状維持」の合計39.9%を上回りました。これまでは「最低賃金を引き上げると会社がつぶれる」と、最低賃金の引き上げには消極的だった中小企業の事業主も、人員不足の中での人材確保や労働力の減少に対応するには、賃金の引き上げが必要であるとともに、国の責任で中小企業に対する支援策を求める声は強くなっています。

私たちの上部団体である神奈川労連が主催したシンポジウムの中で、全商連・神奈川県商工団体連合会の会長は、「最低賃金が上がれば経済も良くなり、雇用も増える」という考え方に賛同しながらも、「大企業と違って中小企業や中小業者には賃金を上げたくても原資が無いから上げられないのが現実だ」と語り、「原材料・仕入れ値高騰・価格転嫁に関する緊急アンケートでは、原材料・仕入れ値について、約8割の業者が『上がっている』、76%が『価格転嫁出来ていない』と回答している。また、親会社、子会社、孫請け会社という不公正な取引や賃上げによる社会保険料の負担、消費税の増税は企業努力だけではどうにもならず、社会的仕組みを変える必要がある」と中小企業の現状を率直に述べられました。

私たちはこの間、国に対する中小企業支援策の抜本的強化を求めてきました。コロナ禍、物価高騰などの影響を受けている中小企業の経営は深刻です。中小企業の経営に関しては、国の支援策の拡充によって救済が図られるべきです。諸外国で採用されている社会保険料の事業主負担の減免措置など「最低賃金の引き上げは、中小企業の経営を圧迫する」という中小企業が、安心して最低賃金の引き上げに対応できるよう支援策を講じるべきです。

最後に、「労働者の生活の安定」「国民経済の健全な発展に寄与する」という最賃法に照らし、中央での目安額に「いくら上乘せするか」ととどまらず、「最低賃金とは」「生計費とは」をきちんと審議会の中で議論して、神奈川独自の調査審議を尽くしていただくことを強く要望します。

2023年7月24日  
ユーコープ労働組合  
書記次長 安部 栄子